

市・県民税の申告は三月十六日まで

市・県民税

昭和六十二年度分の市・県民税の申告相談を日程表のとおり行います。

もし、申告されないときは、各種の控除が受けられず不利になりますので、必ず申告をしてください。

申告が必要な人

◇一般の人の場合

- ① 昨年中(昭和六十一年一月一日から十二月三十一日まで)に所得があった人。
- ② 純損失、雑損失の控除の適受を受けようとする人。

◇給与所得者の場合

- ① 給与所得者のほかに所得(農業所得、地代、家賃、利子、配当等の収入)があった人。
- ② 勤務先から給与支払報告書の提出がない人。
- ③ 雑損控除、医療費控除の適用を受けようとする人。

市・県民税の申告をしなければならぬ人には、区長を通じて配布しました申告書の説明をよく読んで、自分が住んでいる地区の相談指定日に正しい申告をいたしましょう。

なお、申告についての相談は市役所税務課市民税係にお尋ねください。

☎ 2-2111 内線121

◇年金所得者で他に所得がある人も申告が必要です

- ① 老齢や退職を事由とする年金受給者。
- ② 厚生年金や国民年金の老齢年金受給者

③ 各種年金受給者のうち、非課税扱いの年金を受けておられる人は、申告が不要です。

(例)

- ・障害を事由とする障害年金
- ・死亡を事由とする遺族年金
- ・母子年金、遺族年金、寡婦年金。

◆ 所得税の確定申告書を提出した人(該当する人には、税務署から確定申告に必要な書類が送付されます)は市・県民税申告書の提出は必要ありません。

市・県民税の申告をしなければならぬ人には、区長を通じて配布しました申告書の説明をよく読んで、自分が住んでいる地区の相談指定日に正しい申告をいたしましょう。

なお、申告についての相談は市役所税務課市民税係にお尋ねください。

◇持参するもの

市・県民税の申告書、印鑑、給与所得者は源泉徴収票、事業をしておられる方は、各種営業簿、決算書等、その他所得を証明する書類、生命保険料等の支払領収書または支払証明書を持参してください。

ちよつと

確かめてください

区長を通じて、封筒入りの申告書(三税(国・県・市)共同納税相談を受けられる人)を受け取られた人は、指定された申告相談日をよくお確かめください。

市民税の申告について

申告について

めくください。

なお、税務署から相談日の案内状がといた人は、その日に相談をしてください。

また、申告者が病氣入院中または学生等で収入のない方も、その旨を余白に記入のうえ、市役所税務課市民税係へ返送してください。

なお、申告されない場合、及び返送されない場合には、事情をお聞きするために、後日おたずねのはがきを送付することになりますので、必ず申告されるようお願いいたします。

市・県民税申告相談日程

月日	曜	会場	対象地域	
			午前	午後
2月16日	月	通公民館	通1・2・3区	通4・5・6区
17日	火	"	通7・8・9区	通10・11区
18日	水	"	通12・13・14区	通15・16区
(税務署職員来所)				
19日	木	仙崎公民館	北本町、新町、今浦町	南町、本町
20日	金	"	大日比	鍛冶屋町、新開町
21日	土	"	大泊、幸町、錦町、旭町	鳥越1・2区、新屋敷町
23日	月	"	青海、栄町	祇園町、洲崎町
24日	火	"	白濁1・2区	白濁3区、中新町
25日	水	俵山公民館	小原、木津	黒川
26日	木	"	大羽山	郷
27日	金	俵山農協	湯町、七重(税務署職員来所)	
28日	土	"	上政、下安田	上安田
3月2日	月	湯本温泉旅館組合二階	湯本、三ノ瀬	門前
		大坪区長宅	大坪	
3日	火	長門市農家	真木、坂水	山小根
4日	水	"	洪水1・2・3区	洪水中区
5日	木	湊漁協	湊漁協組合員(税務署職員来所)	
6日	金	長門市物産観光センター	田屋、駅前、湊1東、湊1西、湊2・3区	湊中央区、鉄道緑ヶ丘、中山
7日	土	"	上郷、下郷	藤中、江良
9日	月	"	下川西、上ノ原	開作
10日	火	"	上川西1・2区、後ヶ迫	境川
11日	水	"	板持1・2・3区	板持4区
12日	木	"	河原、殿台	大河内、小河内
13日	金	"	正明市1・2・3区	正明市4・5区
14日	土	"	上記指定日にこられなかった人	
16日	月	"	上記指定日にこられなかった人	

(注) 時間は午前9時から12時まで 午後1時から4時まで